

## 小田原市公共施設包括管理業務委託基本方針

### 第1 業務概要

#### 1 業務名

小田原市公共施設包括管理業務（以下「本業務」という。）

#### 2 業務の目的及び期待される効果

本業務は、小田原市が保有する公共施設に係る保守管理業務を包括的に委託し、公共施設の管理における業務水準の向上と維持修繕工事の優先度付けのための点検データの集積を目的として実施する。本目的の達成により、公共施設の長期的な視点での適切な予防保全と、持続可能な管理運営の実現を図る。

#### 3 業務内容

市役所本庁舎ほか108施設及び建物付帯設備等の保守点検、清掃等の保守管理業務を包括して実施する。

- (1) 対象施設は、別紙1「対象施設一覧」のとおり。
- (2) 対象業務は、別紙2「対象業務一覧」のとおり。
- (3) 各業務の詳細は、別紙3「小田原市公共施設包括管理業務委託仕様書（案）」を基本として、公募型プロポーザル方式で選定した優先交渉権者と詳細協議を行った上で確定することとする。
- (4) 業務期間中においても、受託者と協議を行い、対象施設又は対象業務を変更する場合がある。

#### 4 業務期間

令和5年(2023年)4月1日から令和10年(2028年)3月31日まで

※債務負担行為に基づく複数年契約とする。

※既に長期継続契約中のものは、現契約の満了日まで対象外とする。

#### 5 事業費上限額

3,432,000,000円

事業費上限額は、消費税及び地方消費税（10%）及び人件費の上昇に係る経費等諸費を含む業務期間5年間の総額とする。（令和4年(2022年)度分は0円）

### 第2 事業者選定

本業務は公共施設の管理における業務水準の向上と維持修繕工事の優先度付けのための点検データの集積を目的として実施するものであり、その有効性については価格のみではなく、実績や企画力を含め、総合的に判断する必要がある。加えて、提案事業者の地域貢

献や市内事業者の活用等も判断材料とすることから、事業者選定については、入札によるものではなく、公募型プロポーザルによるものとする。

## 1 応募者の要件

プロポーザルに参加できる者は次のとおりとする。

＜単体事業者の場合＞

小田原市内に本店を有すること。

＜共同企業体の場合＞

代表者は小田原市内に本店を有すること。

## 2 審査概要

### (1) 選定委員会

審査は、「小田原市公共施設包括管理業務事業者選定委員会」において実施する。

### (2) 委員構成

選定委員は、学識経験者（1名）、財政・資産経営担当部長、企画部副部長、建設部副部長及び教育部副部長とする。

### (3) 審査方法

ア 参加資格の確認（非公開）

提案審査に参加できる応募者を確認することを目的とし、応募者から提出された参加表明書をもとに参加資格を確認する。

イ 提案書評価（非公開）

- ・提案書のプレゼンテーション
- ・プレゼンテーションについて、委員会の選定委員がヒアリングを行う。

ウ 価格点（非公開）

### (4) 評価方法及び優先交渉権者等の選定

ア 参加資格の確認は、提出書類により行う。

イ 優先交渉権者の選定は、提案書評価及び価格点により行う。

ウ 提案書評価は、提案書並びに、プレゼンテーション及びヒアリングにより行う。

エ 価格点は、提案価格書により算出する。

オ 提案書評価と価格点の合計が最も高いものを優先交渉権者、次に高いものを次点交渉権者として選定する。

カ 応募者が1社の場合でも、市の設定する最低基準（総配点の60%以上）に満たない場合には、優先交渉権者に選定されない。

キ その他、不測の事態が生じた場合は、委員会の協議の上決定する。

### 第3 日程

全体のスケジュールは次のとおり予定している。

内 容	期 日
選定委員会の開催	令和4年6月中旬
実施要領の公表	令和4年6月中旬
施設見学申込締切	令和4年6月下旬
施設見学	同上
質問書の提出締切	令和4年7月上旬
質問書に対する回答	令和4年7月中旬
参加申込書の提出締切	同上
資格審査結果の通知	令和4年7月下旬
企画提案書等の提出締切	令和4年8月上旬
プレゼンテーション	令和4年8月下旬
審査結果通知・公表	令和4年9月上旬
詳細協議	令和4年9月～令和5年3月
契約の締結	令和5年3月下旬
業務開始	令和5年4月1日（水）